

意見書案第3号

集団的自衛権行使に関する便宜的かつ意図的な解釈改憲を行わないことを  
求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成26年3月18日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者 川崎市議会議員 東 正 則

〃 織 田 勝 久

〃 山 田 益 男

〃 市 古 映 美

〃 石 川 建 二

〃 勝 又 光 江

集団的自衛権行使に関する便宜的かつ意図的な解釈改憲を行わないことを求める意見書

集団的自衛権については、過去、内閣法制局長官が、憲法第9条の下で許容される自衛権は自国を守るための必要最小限の範囲であり、集団的自衛権はこの範囲を超える旨の政府答弁を行い、従来の政府は一貫してこの立場をとってきた。

こうした中、安倍首相は、先日、集団的自衛権の行使容認に向け、いわゆる解釈改憲を閣議決定するとの方針を示し、また、憲法解釈に関して、最高責任者は自分であり、政府の答弁にも自らが責任を持って、その上で自分たちは選挙で審判を受けるとの発言を行って歴代政権の解釈を真っ向から否定し、自らの一存で憲法解釈を変更できるとの立場を示した。

しかしながら、こうした露骨な解釈改憲の姿勢には自民党内からできえも、「その時々々の政権が解釈を変更できることになるのは問題」などの批判が起こっており、政権が変わる度に多数派によって自由に憲法の解釈を変えることができるというのでは、法治国家の根幹にかかわることになり、立法府もいないということになりかねない。

さらに、そもそも憲法は、首相を始め国家権力を厳格に拘束するものであり、内閣が憲法の解釈を勝手に変えるなど国家権力自らがその拘束を解くことは、立憲主義の原則を無視することになり、この点からも安倍首相の発言は、その異常さを示している。

国民主権の立場で国家権力を制限し、国民の人権を守るのが憲法の本質的役割であり立憲主義の原則であることから、このような憲法の本質に照らして、憲法の解釈は、権力者の恣意に任せられることがあってはならない。

よって、国におかれては、集団的自衛権行使の問題に関し、法的安定性を損なうような便宜的かつ意図的な解釈改憲を行われぬよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
内閣法制局長官